

公社に委託する金額ということをごいいます。そういったしまして
念金額五億五千六百五十万から四億九千九百二十万四千円を
差引きますと六千六百二十万八千四百円というものが町で施行
する金額であるということになるわけをごいいます。これに於ける
財源のごいいますのが先般も申し上げました通り都の交付金
従来の補助金のごいいますのが三億三千八十万円が都から
支給され又そのほか町で実際支出されるのが四千四百万円
保留地の処分するものが一億八千四百七十万四千円ということにな
りましてこの財源が満たされるわけをごいいます。従つて議
案第百十三号の予算外義務負担金によりあります
四億九千九百二十万八千四百円というものが都の補助金と保
留地処分金の一部によつて返済するということになるわけで
あります。以上が第三茶関係のごいいます。第四茶は業

務委託をする期間でございしますがこれは三十八年から四十二年
までの五年間で行うということと第五茶でございしますがこうした契
約をするわけでごいいますが一応設計に基づいて工事を施
行するわけですがその間にはいろいろな思わぬ事が生ずるわけで
そうした問題につきまして公社と町におつて若干の變更等
を協議していただくことが第五茶の一と二にあり第三の天災
その他の事情によりその期間内に終えない場合はやはり協
議していただくことをごいいます。第六茶は公社が年度毎
に業務が完了いたしますとその報告書を町に出してもらつて第
七茶より認定を受けその工作物につては町に引きわたしても
ううということをごいいます。第七茶はその間におつて概算
払ひあるとか分割払ひできるといふことを決めてあるわけでごい
います。が實際問題として保留地の処分金でございしますがこれに

よりまして経費がうみだされていくわけですが、経費が足りなかつた場合は保留地処分をしなければならぬことが生ずるわけですが、いままのがこれにつきましては協定書に基きまして公社が処分して良いということをおもひの方に出されておるわけですが、いままがそうすると公社に全部処分がついてしまつて町にはそれかきつくつてしまふので公社の方から納金をいただくとしてそれによつて私どもが公社に払ふといふことになるわけですが、いままが、そうした事によつて金が不足した場合には保留地の処分金によつて賄つていくといふことはいままが、第九条でいままが、これは当然のことであり、いままが、第九条は天災等による不可能^{不可抗力}によつておこる損害でいままが、これは当然町がもつわけですが、いままが、公社によつて損害を生じた場合には公社がもち町めによつて起因によつておこつた場合は町が損害。

をもつといふことの責任分解を明かにしたのでございままが。第十條でございままが公社に委託した業務であつても法令によつていまして町がやらなければならぬ問題があるわけですが、いままが、さういふものによつては公社からその資料を提出してもらうんだといふことが書かれておるわけですが、いままが、第十條でいままが、これは移転費とか施設費といふものは町がやらなければ、いままが、り公社から資料を提出してもらうつて調査するといふことでは、いままが、第十條は残存物の処分でございままが、これにつきましては業務の終つた場合に残存したときは昭和三十四年三月十二日に建設省の通牒に基づき残存率により清算をしていくといふことでは、いままが、三は工事中に生じた発生した材料処分を明らかにしたものでございままが。第十條の委託金額の清算は当然のものであらうと思ひいままが。第十四條は契約に

疑義を生じた時は協議によつて定めようとし二通作成して一通づゝ所持していただくこととされており、以上が今回新都市建設公社と福生町におき加美平区画整理事業の業務委託を行うとするものでございまして、それに對する四億九千二百二十万二千円というものについては予算外義務負担によつてこれを施行していただくこととございまして、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長(高橋千春)よろしく一括して質疑を行います。

議長(高橋千春)これより一括して質疑を行います。

議長(高橋千春)これにて質疑を終結いたします。おはかりのたします。議案第百十三号及び議案第百十三号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)御異議なしと認めます。よつて議案第百

十三号及び議案第百十三号は原案通り可決いたしました。

議長(高橋千春)こゝで暫時休憩いたします。

休憩 午前十時十分

開議 午前十時三十分

議長(高橋千春)休憩前に引続き会議を開きます。

議長(高橋千春)日程第九予算外義務負担につき(総務関係)議案第百十四号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいたさせます。

議会議務局(沢正次郎)朗読

議長(高橋千春)理事者から提案理由を求めます。

助役(篠崎俊夫)議案第百十四号予算外義務負担につき

御説明申上げます。電話の自動化に備之ましての緊急用
放送の設置につきましましては消防団からかねてより強い要請
がございまして懸案となつておりましたことは御承知の通り
でございます。私いもいたしましたことは新年度予算には
必ずこれを実現したいと考之ておつたのであります。かその後
消防団から電話の自動化の時期等からみてやつてもらう之る
なう一月末に予定されておる電話の自動にまにあうように設
置してはしつという要望が重なりつてございまして又私いもいた
しましてその緊急性を十分認めておりますので今後予算
算化と金の支払は三十九年度の当初予算算においてこれをや
り契約事項は三十九年度中ということに今固緊急用放送
施設の設置にふみきり本案を提出した次第でございます。
放送装置の設備と配線工事に要します経費の限度

額は本案記載の通り百三万四千二百五十圓でございます。具体的
設備計画いたしましたのは役場の新庁舎に強力な拡音装
置等を二台より付け役場と龍川の第二小学校の屋上と二ヶ所
に最高二キロまで聞こえる強力なスピーカーを数個設置し役
場と第二小学校との間約二五キロを配線工事をしようとい
うことでございます。なほ配線工事は電柱と電々会社から
借用し大体七十本程度使用する予定ですが年間百三
十圓の使用料を支払之は借していただくという予算とし
解を得ております。工期は二十日間程度で終了し業者
は専任会社であるヤジマに施行させるのが最も適当かと存じ
ます。ぜひこの議案をお認めいただきたくお願い申上げる次第
でございます。

議長(高橋千春)これより質疑を行います。

議長(高橋千春) (異議なしと呼ぶ者あり)
これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) おはかりいたします。議案第百十四号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よって議案第百十四号は原案通り可決いたしました。

議長(高橋千春) 日程第十予算外義務負担(教育関係)議案第百十五号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたします。

議案事務局(沢正次郎) 朗読

議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

助役(篠崎俊夫) 議案第百十五号予算外義務負担につき説明申し上げます。

わが小学校の防音工事や議員の団地カによりおし順調に進捗いたします。また新学期から全校的に教育コンクリート使用をすすめるに努めます。が本県に於けるおしした海軍給食室各数室、管理室等に配置いたします。備品類又給食用の物資倉庫、体育用物置等、各棟を年度中に契約いたします。新学期に間にあわせなければならぬ、というこも本県を提出した次第でございます。予算外義務負担の限度額が二百五十万円でございます。おし予算外予算外は新年度の当初予算に支松契約の中へ後にならねばなりません。よろしく御注意願います。原案通り決するに御異議ありませんか。

議長(高橋千春) これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) おはかりいたします。議案第百十五号予算外原案通り決するに御異議ありませんか。

議長(高橋不登) 閣議決定の承認をす。よる議案を第十五号で原案通り可決した。

議長高橋不孝
日程才十町立福生第一小學校機械室熱風口工事及特別教室改備工事決約仁一

議定事務司 正次郎 朗誦

議長(高橋)理事者より提案理由の説明を求めず。

一助役(保崎俊夫) 歳末才百十六号町立福生小不学校機械室熱風口工事及特別教室設備工事
 事契約にフイ即説明申し上げた。才百不学校の防音工事に付随した。才百暖房
 用熱風装置ニ基の設備工事才百暖房が三百二十万円であります。次の特別教室ア
 棟、配膳台ニヤ、才百才百下ニヤ、才百。合計三百五十万円でなるわけでありませ
 か二の工事の請負け工事の性質からいけば基本工事の施行であります。木材費
 設工業株式会社に追加工事として隨意契約に請負わせるのが適当かと考えました。

本衆を提出した次第で、
二五、米寸。同可致云人
二三五功額申上す。

議長高橋平次 二水より質疑を行へり。

異議なしと答ふ者あり

議長(高橋)不参
示に對する終結した。

議長(西郷平将) 万が一に
議案が白土号才原案編
入決寸方ニ西郷誠外
才之

異議なしと好む者あり

議長(高橋正春) 同意議なしと認めます。よって議案第百十六号は原案通り可決いたします。

議定事務局
正次郎朗讀

議長（有給不付）理事者に、提案理由の説明を求めず。

設川境全志議兼才旦一
号福部町町長熊川公國
整備事業の施行の說明書
上

本。 示す部計風の環正事として、その補助が三分の一あり、三年はわたり
 継続事業を行つたわけでもなく、また三年度に約四百平方、本年度に約
 四百平方という結果に達したわけありません。施設の内容として、~~施設~~威施設

夏秋なしと時
134 有
あり

12.

栗の朗読をいただきます。

物有正次郎朗

高橋不登 理事者から提案理由の説明を求めず。

道管を引くといふことには、
はなれやゝある。あつたの
とて、改置する計がなかつたの

福生町議会

ものにはした、と存じ、ある次第で、二が、まず

不遠千里實欲行仁也。

異議なしとす者あり

二水に質を終結したす

議長 高橋平造 府中より来す。議案才百十九号中 原案通り決す。乃に附議あり。

累誠なしと呼ぶ者あり

議長（寅崎）を顧問員に就けしめたる。よす議長が百十を引、東京通一を引いたし、
した。ニテ、暫く休憩し、長らく病氣に休んであられたした、故市長から御挨拶にあ
りますの、よろしくお願ひいたします。

休息 午前十一時五分

歳年五十一

議長(高橋平春)休憩所には引当の金銭を預けず。

議長（高橋不登）日程第十五次昇の議案にフイ議案を百二十号を議題に候います。朗読を省略し理事者から内容の説明を願います。

一町長(瀬古清蔵)昭和三十一年度の決算認定を本日御提出いたしましたのにより、います
か決算の件については、去る五月五日に立会い議員のもとに監査委員の嚴格な御査

査を願フイテ、別紙の通り意見書が付されイテ、ある通りやございます。本会計は
三十七年三月の裁会に於テ、其のゆる旨度から御審議いたじテ、オレテ裁決されイテ、その
ごいオレテ途中に於テ、一牧会部には、オレテ四回特別会部には、オレテ三月
位の補正をイテ、ある次第でございます。各会部の裁入の面には、オレテオレテ完全が確
保に、このイテオレテしたことを申し上げるオレテも、なにと云うでござい、オレテ裁決に、
イも極力節約等を考テ、オレテ健全な運営を、けることに努め、オレテオレテした次第で
ございます。年度末の主な執行状況を申し上げます。この一、牧場費の關係に、
イ、新庁舎の建設に、着手に、じ、オレテした。この事業は、本年度にわたる支出の決定を願
フイ、あります。が、本年度に於テ、オレテ、三千四百五十円の変更となす、イ、ある次第でござい
ます。なお、事務関係に、於テ、オレテ、住民へのサービス向上と、経費の削減を、いたすべく、事務
改善を、昨年度、行、オレテ、この経費に、あ、オレテ、オレテ、八百五十円を用、い、し、あります。が
都の方から補助を、あ、最も、の努力を、する、イ、今日まで、念、フ、あります。従、オレ
シ、イ、が、イ、新しい、庁舎に、移、り、かわり、事務、局、が、整、然、と、な、ります。大きく、住民の、サー、

